

在日カナダ大使館 HP 「広報・文化」 (http://www.canadanet.or.jp/p_c/wh_geninfo.shtml)

* アクセス日 2008 年 10 月 29 日

■2009 年カナダ／日本ワーキングホリデープログラム

カナダ/日本ワーキングホリデー協定は、日本とカナダの若者が、就労により滞在費や旅行資金を補いながら、互いに相手国を最長 1 年間訪問し、その滞在を通して相手国の文化に親しみ、カナダ及び日本について理解を深めることを目的としています。従って、フルタイムの就労を目的とする場合は、ワーキングホリデーではなく就労許可証を申請してください。ワーキングホリデー就労許可証が発給される為には、カナダの移民法の要件と、ワーキングホリデー協定の要件の両方を満たさなければなりません。

2009 年のプログラム参加者の枠は 10,000 人です。カナダ政府は相互協定に基づき、在日カナダ大使館にて移民法及び、プログラムの要件を満たした申請者に対し、ワーキングホリデーの就労許可証を発給します。申請受付は 10,000 人の枠を満たした時点で打ち切られますので予めご了承ください。

日本を含む全世界からのワーキングホリデープログラム参加者に、150 カナダドルのプログラム参加費 (PPF) が課金されます。これは、査証申請料ではなく、プログラム参加費です。

カナダ大使館・広報部は、ワーキングホリデープログラムの統括部として、査証部と連携しプログラムの運営に当り、情報提供、申請書受付と予備審査をいたします。

申請書の本審査はカナダ大使館・査証部が行い、審査に通った方には査証部がワーキングホリデー就労許可証発給の通知書を発行し、申請者に郵送、またはメール (e-mail) で送信します。

■募集要項 : 参加資格

1. 日本国籍を有する人
2. 2009 年内にカナダに入国し、一定期間 (最長 1 年) カナダで休暇を過ごすことを本来の目的とする人
3. 以前にこのプログラムに参加していない人
4. 申請書受理時点で 18 才以上 30 才以下の人 (出発日の時点での年齢ではありません。)
5. 有効なパスポートを持ち、かつ往復切符を所持、または購入できる資金を有する人
6. 滞在を希望する期間、医療費を含めて生活に必要な資金を有する人
7. 150 カナダドル相当のプログラム参加費を払う人
8. 常識があり、健康で性格善良な人
9. カナダで仕事が内定していない人

* 6. に関しては、申請の段階で証明書を提出して頂く必要はありませんが、入国の際に、当面の生活費及び、片道航空券で入国される方は、帰国に必要な旅費を持っていることを証明する必要があります。目安として最低 50 万円程用意されるようお勧めします。